



渋川空友館 有段者会費納入状況

(2021年12月31日現在)

終身会員	27・58・205・245・338・344・359・450・473・546 740・785・997・1337・1516・1823
2040	1688
2038	1296
2037	1015
2036	1742
2033	1195
2031	1810
2030	1251・1290・1811
2029	1157
2028	1136・1585・1743
2027	1349・1694・1695
2026	786・855・985・994・1556
2025	1113・1354・1467
2024	1067・1414・1433・1544・1545・1568・1621・1622 1630・1631・1701・1795
2023	529・810・891・1032・1175・1176・1220・1400 1412・1413・1450・1592・1659・1710・1711・1712 1733・1739・1741・1772・1833・1888

2022	659・1221・1341・1410・1511・1601・1611・1620 1627・1632・1690・1691・1692・1709・1713・1719 1736・1807・1817・1827・1832・1842
2021	554・634・717・722・863・906・1040・1179・1353 1389・1461・1489・1500・1536・1606・1616・1626 1649・1669・1673・1678・1699・1738・1747・1764 1780・1785・1787・1788・1798・1799・1802・1806 1809・1812・1821・1826・1828・1836・1839・1851 1856・1857・1861・1862・1908・1926・1938
2020	723・1248・1289・1555・1682・1744・1868
2019	583・833・1479・1496・1579・1778・1792・1872
2018 令和4年3月末日 までに納入なき時 は除籍となります	716・1076・1135・1674・1675・1705・1730

除籍者 (令和3年度除籍)

寺島 寿・角田圭介・狩野尚人・寺島 春

※ 有段者会費は、60歳まで納入していただきます。

※ 有段者会費(1,000/年)が3年間滞納されますと有段者会規約第2章6条により除籍となりますのでご注意ください。

※ 有段者会慶弔見舞規程は、該当年度まで会費が納入されていない方は適用されませんのでご注意ください。

～不明の点がありましたら有段者会会計又は事務局までお問い合わせ下さい～



渋川空友館有段者会慶弔見舞規程

昭和52年4月1日 設 定

平成31年4月6日一部改正

【適 用】

第1条 会員に対する慶祝金及び弔慰金の支給は、この規定の定めるところによる。
ただし、有段者会費の未納がある者は対象外とする。

【慶祝金】

第2条 会員が次の各号に該当したときは慶祝金を支給する。

- (1) 結婚したとき：10,000円または相当額の祝品。
- (2) 出産のとき：5,000円または相当額の祝品。
- (3) 住居を新築したとき：10,000円または相当額の祝品。

【弔慰金】

第3条 会員が次の各号に該当したときは弔慰金を支給する。

- (1) 会員又は会員の配偶者が死亡したとき：10,000円。
- (2) 会員の実父母又は子供が死亡したとき：5,000円。

【申 請】

第4条 会員は、各号に該当したときは、個人の責任において会長まで書面で申し出ることとする。

ただし、申請は1年以内とし、それを越えたときは無効とする。

【附 則】

第5条 この規程は昭和52年4月1日からその効力を発する。

第6条 この規程の施行に伴う細則は、有段者会役員会において決議し別に定める。

以 上

*新築とは、会員本人又はその配偶者の名義で新築(購入)されたもので、生活の拠点となる建物をいう
(1人2回まで申請可)

*慶弔見舞の申請用紙は、渋川空友館のホームページ「定型様式」のところにあります。

<お願い>

有段者会費は、事前に数年先まで納入していただくと助かります